

青森県後期高齢者医療広域連合職員の営利企業等の従事制限に関する規則

(平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規則第八号)

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十八条の規定に基づき、職員の営利企業等の従事制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(従事制限を受ける会社又は団体における地位)

第二条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体(以下「営利企業」という。)の役員、顧問、評議員その他これらに準ずる地位を兼ねてはならない。

(許可の基準)

第三条 任命権者は、職員が営利企業の役員、顧問、評議員その他これらに準ずる地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て他の事業若しくは事務に従事することに關しては、次に掲げる要件を具備し、かつ、法の精神に反しないと認める場合に限り許可することができる。

一 職務の遂行に支障がないこと。

二 その職員の職との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

(規定の準用)

第四条 前条の規定は、職員が報酬を得て営利企業以外の事業の団体の役員、顧問、評議員その他これらに準ずる地位を兼ね、その事業又は事務に従事する場合の任命権者の許可についても準用するものとする。

2 前項の規定は、特別職に属する職、他の地方公共団体の公務員の職又は公共事業等の職に併せてつく場合にも適用する。

(勤務時間)

第五条 職員は、前二条の規定による許可にかかわらず、任命権者に特に許可された場合のほか、その職員の占めている職以

外の職務又は業務（以下「兼業」という。）に従事するために、その勤務時間をさいてはならない。

2 職員が兼業するために、勤務時間をさくことを特に許可された場合においても、そのために勤務しなかつた勤務時間については、給与を減額することがある。

（許可）

第六条 職員が前三条の規定による許可を受けようとするときは、兼業許可願（第一号様式）を任命権者に提出しなければならない。

2 任命権者は、前項の許可願に対し、支障がないものと認めるときは、兼業許可書（第二号様式）を交付するものとする。
（許可の取消し）

第七条 次の各号のいずれかに該当する場合は、任命権者は、その許可を取り消すことがある。

一 公務遂行に支障がある場合

二 職員が、その規則又は許可の条件に反した場合

（兼業廃止届）

第八条 第五条の規定により許可を得た職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、兼業廃止届（第二号様式）を任命権者に提出しなければならない。

一 許可された事由が消滅した場合

二 公務に支障がある場合

三 自己の都合により必要のある場合

2 職員が前項の届出をすることにより、第六条の許可は、取り消されるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

兼 業 許 可 願

従事する職業	報酬の有無 有 無
期間 年 月 日から 年 月 日まで 日	勤務時間をさく必要がある場合はその時間
願い出た事由	
事務局長の意見	
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">願出 年 月 日</div> （任命権者） <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">職氏名 印</div>	

第2号様式(第6条関係)

兼業許可書

		指令番号第 号
兼業者	職氏名	
許可の条件		
許可 年 月 日		
申請者様		
年 月 日付けであなたから申請のあった兼業願を上記のとおり許可します。		
(任命権者)		印

第3号様式(第8条関係)

兼業廃止届

指令番号第 号

廃止した事項と事由

届出 年 月 日

(任命権者)

様

職氏名

印